

児童生徒の問題行動への対処・方策に関する研究

A study on the management and the measures of student' problematic behavior

1K03B012-7 五十嵐 夕介

指導教員 主査 友添秀則 先生 副査 宮内孝知 先生

序章

本研究の動機・目的

本論文を書くにあたって、動機となった二つの疑問があった。児童生徒の問題行動に対して、いかに対処・方策をしていくか、という疑問と、体罰は生徒指導の手段として有効なのか、という疑問だ。私は体罰と「ゼロトレランス方式」に着目し、生徒指導のありかたについて考察しようと思った。

本論文は教職を志す私にとっての自己研鑽であり、また教育活動を実践していく上で、不安な問題を解決する目的がある。

本研究の方法

テーマに関する文献の購読および文部科学省が発表するデータ、その他のテーマに関連するデータを用いて、かかる課題を解決していく。

第一章 問題行動への対処・方策の現状

問題行動は減少傾向にあるものの、決定的な対処・方策が講じられていない現状がある。文科省は既存の施策に加え、スクールカウンセラーの増員、スクーリング・サポート・ネットワーク事業など積極的に問題行動に取り組んでいる。しかし、地域を限定したものや曖昧な明記によって必ずしも上意下達していないものなど、今後全国化すべきか、具体化すべきか今後検討が必要である。

体罰の現状は減少傾向にあるものの、いまだ体罰容認の風潮があることや、体罰について規定された学校教育法 11 条を遵守しない教師がいることは重大な問題である。

第二章 問題行動に対する対処・方策の吟味

問題行動が起こる背景は、「環境的要因」と「主体的要因」があり、問題行動そのものだけでなく、問題行動をとりまく環境も見直す必要があると言える。

生徒指導の新たな試みとして「ゼロトレランス方式」について検討した。米国では大きな成果を出しており、日本においてもその効果が期待される。しかし「ゼロトレランス方式」に対する批判は多く、「ゼロトレランス方式」の本質を知らしめる必要がある。

体罰の問題点は法的に禁止されていること、生徒の主体性・積極性・個性を奪い、教育する上で弊害となることである。保健体育の教師に体罰が多いのは、近代学校システムの病理の顕在化であり、全教師が生徒指導に取り組む姿勢が必要である。

第三章 新しい対処・方策の検討

米国で施行されている「ゼロトレランス方式」を、風土も教育制度も違う日本にそのまま導入することは難しい。生徒を一部始終監視する徹底した管理体制ではなく、生徒の規範意識を高めること、問題発生時に徹底的に対処していくことを検討した。そして日本での成功例である岡山学芸館高校を例に、導入する際には「生徒指導ガイドライン」を作成すること、オルタナティブスクールの代わりに相談教室を設置することを提案した。

体罰は教育において大きな弊害となっていることを踏まえ、体罰の根絶の方法を提案した。具体的には体罰の基準を明記した「懲戒・体罰ガイドライン」を作成すること、体罰禁止の意義を啓蒙し体罰容認の風潮を払拭すること、全教職員による生徒指導体制で特定の教師にストレスを溜めないこと、特殊勤務の処遇の見直しや外部指導員の活用によって部活動指導を改善することを提案した。

結章

本論文を総括し、改めて体罰を根絶させることと、日本独自の「ゼロトレランス方式」を導入することを提案した。また、問題行動がなくなる限り、教育者側には不断の努力が必要であることを提言した。

「ゼロトレランス方式」の導入方法についての検討、「生徒指導ガイドライン」の詳細決定のための検討、体罰を根絶させるために教員の適性を見きわめる方法の研究が今後の課題としてある。

最後に、教育の大義を踏まえ、無限大に広がっていく教育の可能性を、生徒指導を通じて追求し続けることが今後の重要な課題であるとして、本論文を締めくくった。